

平成29年8月23日

調査報告書の要旨

入札に係る不正行為に関する調査及び再発防止のための委員会

1 入札に係る不正行為に関する調査及び再発防止のための委員会の概要

(1) 調査委員会の設置

中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO中日本」という。）は、同社が発注した3件の工事（以下「本件工事」という。）に関して、設計金額等の情報漏えい（以下「本件事件」という。）が発覚したことを受け、関係者を不正競争防止法違反で神奈川県警察に告訴するとともに、刑事事件の帰趨とは別に、本件事件が入札契約制度の信頼性を損ねる重大な事案であることに鑑み、本件事件に対する調査等の客観性及び信頼性を高めるため、NEXCO中日本と利害関係を有しない外部の有識者に委嘱の上で、平成28年7月29日、「入札に係る不正行為に関する調査及び再発防止のための委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置した。

(2) 調査委員会の構成

委員長 山田 務（筑波大学大学院教授）

委員 蜂須賀 太郎（弁護士）

委員 伴野 友昭（弁護士）

※ 調査を円滑に進めるため、委員である2名の弁護士が所属する法律事務所からそれぞれ1名の弁護士を補助者として選任し、調査委員会の職務を補助させた。

(3) 調査委員会の開催実績

第1回 平成28年8月10日

第2回 平成28年9月13日

第3回 平成28年11月10日

第4回 平成29年2月16日

第5回 平成29年4月25日

第6回 平成29年5月31日

第7回 平成29年8月23日

2 本件事件の概要

(1) 刑事処分について

平成28年11月2日、NEXCO中日本が発注した本件工事のうち2件の工事に関し、東京支社横浜保全・サービスセンター（以下「横浜HSC」という。）において施工管理員として業務に従事していた、施工管理業務会社（以

下「X社」という。)の社員(以下「X社社員A」という。)が工事会社(以下「Y社」という。)の役員(以下「Y社役員B」という。)に契約制限価格等に関する情報を漏えいし、同社が当該2件の工事を受注していたとして、X社社員A、Y社役員B及び法人としてのY社が不正競争防止法違反の罪で横浜区検察庁により略式起訴され、同日、横浜簡易裁判所は、各者にそれぞれ罰金100万円の略式命令を発して、同年11月17日に同命令が確定した。

(適用法令：平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法第21条第1項第5号及び7号)

(2) 対象工事及び情報漏えいの状況

【発注件名】 東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）
【発注方式】 一般競争入札
【開札日】 平成27年2月2日
【受注者】 Y社
【契約額】 458,454,000円（税抜）
【工期】 平成27年2月5日から平成28年9月26日まで
【発注件名】 東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）
【発注方式】 指名競争入札
【開札日】 平成27年4月28日
【受注者】 Y社
【契約額】 520,000,000円（税抜）
【工期】 平成27年5月27日から平成29年5月15日まで

X社社員Aは、東名高速道路東京～横浜青葉間コンクリート構造物補修工事（平成26年度）においては、NEXCO中日本の社員から積算システムにアクセスするための電子認証鍵（USBトークン）を借りて、自ら「契約制限価格」及び「調査基準価格」情報を含む設計書を出力し、当該設計書を電子データ化した上で、横浜HSCの共有フォルダに保管していた。X社社員Aは、横浜HSCの共有フォルダに自ら保管した設計書の電子データから「契約制限価格」及び「調査基準価格」の情報を得て、複数回にわたりY社役員Bに対して同情報を開示していたものである。

また、X社社員Aは、東名高速道路横浜青葉～厚木間コンクリート構造物補修工事（平成27年度）においては、NEXCO中日本の社員が横浜HSCの共有フォルダに保管していた設計書の電子データから「契約制限価格」及び「調査基準価格」の情報を得て、複数回にわたりY社役員Bに対して同情報を開示していたものである。

(3) 不起訴処分となった事案

【発注件名】 東名高速道路横浜管内跨道橋補修工事（平成26年度）

【発注方式】 不調特命見積協議方式

【見積合せ日】 平成26年10月7日

【受注者】 Y社

【契約額】 48,000,000円（税抜）

【工期】 平成26年10月9日から平成27年5月26日まで

X社社員Aが、NEXCO中日本から貸与されていたパソコンを使用し、Y社の社員に設計単価に近似した単価及び同単価を基に算出された全体金額を記載した資料を、平成26年10月2日にメールで送信していたものであるが、本件については、嫌疑不十分により不起訴処分となった。

(4) 本件事件に至った当事者の動機

① X社社員Aの供述

- ・ Y社役員Bから電話があり工事を絶対に取りたいので積算金額を教えて欲しいと言われた。
- ・ Y社には仕事上で何度も技術協力をしてもらい、そのおかげで施工管理員として鼻が高い思いをしていた。その積み重ねから、自分のできる範囲でY社に何かしてやりたいという気持ちが芽生えていた。
- ・ Y社には他の業者には感じない協力会社としての友好的なものも感じており、少なからず儲かって欲しいと常日頃から思っていた。
- ・ Y社が取ってくれることで施工管理業務がスムーズにいくと思っていたので、金額を教えてY社に取ってもらうのは、自分にとってもNEXCO中日本にとっても良いことだと考えてしまった。

② Y社役員Bの供述

- ・ 年初めに行う工事として是が非でも取りたい工事だった。
- ・ (総合評価方式のもとでは) 技術評価点が常に上位にいるとは限らないので、価格評価点で満点を取らなければ入札に勝てないと思い、どうしても工事価格は知りたかった。
- ・ 自分は営業マンとして概算金額を聞き出すことは営業の一つだと考えている。

3 本件事件の問題点（事件発生の要因）

本件事件は、直接的には秘密情報を漏えいした悪意ある者と当該情報を不正の利益を得る目的で不正に使用した悪意ある者によって引き起こされた事件であることは言うまでもないが、調査委員会は、その背景として、NEXCO中日本(及びX社)において、事件発生の要因となったと考えられるいくつかの問題点を確認した。

(1) X社社員Aに施工管理業務契約の対象外の業務を実施させていたこと

横浜HSC改良Ⅱにおいては、X社社員Aに対し、以下のような、本来施工管理員が実施すべき業務ではない業務を実施させていたことが明らかになった。その結果、X社社員Aに事実上の権限と情報が集中することになり、情報漏えいを誘発する大きな要因になったと考えられる。

X社社員Aに施工管理業務の対象外の業務を実施させた背景としては、本来、施工管理業務契約の適正な履行について監督しなければならないNEXCO中日本の体制が脆弱であり、監督機能として機能しないばかりか、施工管理員に依存する不適正な状態となっていた。

①施工管理員の対象業務以外の業務の実施

X社社員Aが、NEXCO中日本の社員から社員用のUSBトークンを借りて、本来NEXCO中日本の社員が行うべき設計書の出力やチェック作業まで行っていた。

②契約外の工事に係る施工管理業務の実施

X社社員Aが、契約外の対象工事である、はく落対策工事に係る施工管理業務を実施していた。

(2) X社社員Aが容易に各種情報にアクセスできる環境にあったこと

上記(1)のとおり、X社社員Aに施工管理業務契約の対象外の業務を実施させる状況にあったことから、必然的に本来施工管理員がアクセスすることの許されない積算システムの金額情報にアクセスすることが可能になる等、情報セキュリティの観点からいくつかの問題点を確認された。これらの問題点も情報漏えいを誘発する大きな要因になったと考えられる。

①電子認証鍵（USBトークン）の不適正な使用

X社社員Aは、積算システムの金額情報にアクセスできる社員用の電子認証鍵（USBトークン）を改良Ⅱの社員から借りて、本来NEXCO中日本の社員が行うべき設計書の出力やチェック作業まで行っていた。

②共有フォルダの不適正な運用

横浜H S Cにおいては、N E X C O中日本として想定していなかった設計書の電子データ化を行い、横浜H S C内の共有フォルダにアクセス制限をすることなく当該電子データを保管していたことから、X社社員Aは容易に共有フォルダから情報を取得することが可能になった。

③社内LANによる内部情報への容易なアクセス環境

施工管理業務を行うに当たり、受注者はN E X C O中日本から業務用パソコンの貸与を受けている。当該パソコンはN E X C O中日本の社内LANとつながっており、掲示板等に掲載された内部情報に容易にアクセスできる環境にあった。

④執務室への入室管理の不備（工事業者が施工管理員の執務室に容易に立入り可能であったこと）

施工管理員の執務室の管理が不十分（入退出者を制限・管理可能なセキュリティ設備が設置されていない）であり、工事業者が施工管理員の執務室に容易に入室し施工管理員と接触することが可能であった。

（3）施工管理業務に求められるコンプライアンス意識の欠如等

X社社員Aのコンプライアンス意識の欠如及びX社の社員教育の不徹底という問題点も一つの要因となっている。

①X社社員Aのコンプライアンス意識の欠如

N E X C O中日本では、高速道路事業の公共性の高さから、施工管理業務契約において、法令等の遵守、秘密の保持を始めとする具体的な遵守事項を仕様書によって細かく指示していたが、X社社員Aはこれを軽視していたものである。さらに、X社社員Aは、Y社からの供応接待を受けていたほか、中元・歳暮を供与されていたことが認められる。

なお、X社社員Aは、平成8年から20年近くにわたり横浜H S Cで施工管理員として業務に従事していた。このような異例ともいえるべき長期間に及ぶ施工管理業務契約の継続が、X社社員AとY社との親密な関係形成の一因とも考えられる。

②X社における社員教育の不徹底

施工管理業務の受注者であるX社は、施工管理員に対するコンプライアンス教育が不十分であったことを認めており、業務委託先による社員教育の徹底がなされていないことが確認できる。

③X社の契約違反

施工管理業務の受注者は、正社員のうちから管理技術者を配置しなければならないことになっているが、X社が配置した管理技術者（X社社員A）はX社の正社員ではなかった。

4 その他調査の中で判明した不適切事案について

調査を進める中で、本件事件に係る情報漏えいという問題に関連して、その他の不適切事案が判明した。

(1) X社社員Aによるその他の情報の漏えい

X社社員Aは、本件事件に係る情報漏えい以外にも、NEXCO中日本の社内LANを使用して情報を入手する等の方法により、NEXCO中日本の各種通達や人事情報等様々な内部情報を漏えいしていた。中でも特に悪質な事案として、NEXCO中日本が発注した他の工事の受注会社から提出された技術提案書を、Y社役員Bに漏えいしていたことが確認された。

(2) 請負契約としての施工管理業務契約の不適正な運用

NEXCO中日本が、X社と請負契約を締結した「東名高速道路横浜管内施工管理業務」は、施工管理員が1名（X社社員A）のみの配置となっており、発注者が行う業務指示等をX社社員Aに直接行っていたことなどから、いわゆる偽装請負に該当するおそれがある。

5 本件事件の問題点(事件発生の要因)を踏まえた再発防止策のあり方について

本件事件では、情報を漏えいした悪意ある者及び不正に情報を入手した悪意ある者による事件であることにとどまらず、NEXCO中日本の施工管理業務の不適正な運用や情報管理の甘さといった問題点を看過することはできないという認識のもと、調査委員会としては、以下のとおり再発防止策のあり方を提言するものである。

(1) 業務執行体制の強化について

事業の状況に応じた組織体制の構築や適正な人員の配置に取り組むべきである。

(2) 施工管理業務の適正化について

NEXCO中日本(発注者)、受注者双方における施工管理業務の適正化を図ることが重要である。

①発注者側における適正な運用

- ・ 施工管理業務の業務範囲の明確化及び適正な運用
- ・ 施工管理業務の契約期間の適正な運用

②受注者側における履行の適正化

- ・ 供応接待を受けること等を禁止する規定の新設
- ・ コンプライアンス違反があった場合のペナルティ規定の新設
- ・ 受注者によるコンプライアンス教育実施の義務化
- ・ 管理技術者の所属確認の徹底

(3) 情報セキュリティ対策の強化について

電子認証鍵の貸借禁止の徹底、入札契約情報の管理ルールの厳格化、施工管理員の社内LANへのアクセス制限といった情報セキュリティの強化策を検討し、これを守らせる運用を徹底すべきである。

①電子認証鍵の管理の徹底

- ・電子認証鍵貸借禁止のための物理的な対応
- ・社員への貸借禁止の再徹底

②入札契約情報の管理の徹底

- ・設計書のシステムデータの電子データ化の禁止の徹底
- ・入札契約情報の管理ルールや共有フォルダの使用ルールの厳格化

③社内LANへのアクセス制限

- ・施工管理員に提供すべき情報とそうではない情報の区分
- ・施工管理員に提供すべきではない情報については、施工管理員が社内LANを介してアクセスできない物理的対策

④執務環境の改善による情報セキュリティ対策

- ・施工管理員の執務室のセキュリティ確保のための改善

(4) その他調査の中で判明した不適切事案への対応の在り方について

①X社社員Aによるその他の情報漏えいについて

- ・コンプライアンス違反があった場合のペナルティ規定の新設（再掲）
- ・受注者によるコンプライアンス教育実施の義務化（再掲）
- ・技術提案書等の重要書類の管理の方法等の見直し（再掲）

②施工管理業務契約の不適正な運用について

- ・施工管理員が1人で管理技術者を兼務することを禁止する旨のルール化
- ・施工管理業務契約を監督する社員に対する教育の徹底

(5) NEXCO中日本社員のコンプライアンス意識の徹底について

全社点検等の結果から、入札談合等関与行為防止法に違反する具体的内容に対する理解が不十分である等の状況が明らかとなった。

入札契約の公正性を維持するためには、社員の倫理・綱紀の保持にかかるコンプライアンス意識の徹底が不可欠であり、そのための社員教育をより充実させることが必要である。

以上